

9. 市川市外にお住まいの方が市川市内の認可保育施設を申込み場合

【市川市内に転入予定がある場合】

市外にお住まいの方が、市川市に転入予定がある場合は、入園希望月の締切日までに、市川市指定の様式の書類等(※住所欄には転入前の住所をご記入ください)(p.10～14 参照)を市川市へ直接提出してください(p.7～14 参照)。

入園内定の可否にかかわらず、市川市の市民課又は出先機関の窓口で転入手続きを済ませたら、①教育・保育給付認定申請書(1枚目)と②保育所等利用申込書(1枚目)をこども施設入園課又は子育てナビ行徳へ提出してください。内定の場合、入園月の前月末日までに転入手続きがない場合、内定辞退となります。また、申込み中に転入した場合は、転入した月の末日(末日が土日祝日等による閉庁日の場合はその前日)までに①、②の提出がない場合、利用調整の対象から外れることになりますのでご注意ください。

【市川市内に転入予定がない場合】

自宅や勤務先から市川市内の認可保育施設が近い等の理由により、市川市の認可保育施設の利用を希望する場合、市川市の入園希望月の締切日に間に合うように、住民票のある市区町村へ提出期限をご確認の上、必要書類を提出してください。

入園希望月の締切日(p.7 参照)までに、申込みをする市区町村から市川市に申込み書類が届いていないと利用調整の対象になりませんので、早めに手続きをお願いします。

なお、利用調整に関しては、転入予定で市川市へ直接利用申込みをする場合を除き、市川市民の申込みが優先となりますのでご了承ください。

◆提出書類

① 住民票のある市区町村の申込み書類(その市区町村指定の様式)一式

② 支給認定証(住民票のある市区町村が発行したもの)

③ 住民税課税(非課税)証明書(コピー可、p.13 参照)

※令和9年8月入園までの利用申込みの場合は令和8年度、9月入園以降の場合は令和9年度

④ 母子健康手帳のコピー(最新の健康診査結果のページ)

※提出書類に、市川市での利用調整に必要な情報が不足している場合、市川市の利用申込みに必要な書類の提出を求めることがあります。

※市川市から転出予定の方が、現在通園している市川市の認可保育施設に転出後も継続して通園する場合は、転入手続き後速やかに、転入した市区町村で申込み(その市区町村の申込み書類一式を提出)してください。

< 小規模保育所等の卒園児の利用調整について >

市川市内にある小規模保育所等(5歳児クラスをもたない認可保育施設を含む)を利用している市外在住者が、卒園する年の4月入園申込みで連携施設以外の市川市の認可保育施設を希望する場合について、保育の利用調整基準表(p.27 参照)15号の指数の加点対象外となりますが、令和10年4月入園利用調整までは一般の利用調整に先行して利用調整を行います(申込みを行う年の12月1日時点で利用している場合に限る)。令和11年4月入園利用調整以降は先行しての利用調整は対象外となります。